

薬局向け

感染症法に基づく 医療措置協定の締結について

東京都保健医療局感染症対策部医療体制整備第二課

目次

本動画の構成

改正感染症法と東京都予防計画の改定

1 医療措置協定とは

2 協定の内容について

(1) 協定の目的と実施の要請

(2) 発生・まん延時にお願いしたいこと

(3) 協定締結医療機関に平時から実施していただきたいこと

(4) その他の協定内容

3 財政支援について

4 協定締結までの流れ及びスケジュール

5 よくある質問について

6 補足事項及びお問い合わせ先について

改正感染症法と東京都予防計画の改定

1.改正感染症法（令和4年12月改正）



- 改正の趣旨
新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国または都道府県及び関係機関の連携協力による外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、検査等の体制の強化等の措置を講ずる
- **医療機関**、民間検査機関、民間宿泊施設等と協定を締結し、**医療機関においては**第一種協定指定医療機関（病床確保）、**第二種協定指定医療機関（発熱外来、外出自粛者対応）**に指定

2.感染症予防計画の改定

- 新型コロナ対応を踏まえ感染症法が改正されたことに伴い、都における感染症の発生の予防、まん延防止のための施策、医療提供体制の確保等についての基本的考え方を示す都予防計画を改定
- 新興感染症の性状、最新の知見等を踏まえ、**協定締結機関に段階的に対応を要請**

改正感染症法と東京都予防計画の改定

医療機関等との協定

	内容	締結機関
 医療措置協定	病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、 後方支援、医療人材の派遣等	病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所
 検査措置協定	核酸検出検査 (PCR検査等)	民間検査機関 (臨床検査技師法に規定する 衛生検査所の登録を受けた機関等)
 宿泊施設確保措置協定	宿泊施設の確保	民間の宿泊施設及び平時から 宿泊業を営む公的施設
 DMAT等派遣に 関する協定	感染症対応を行う医療チーム (DMAT等) の派遣	DMAT等が所属する医療機関等

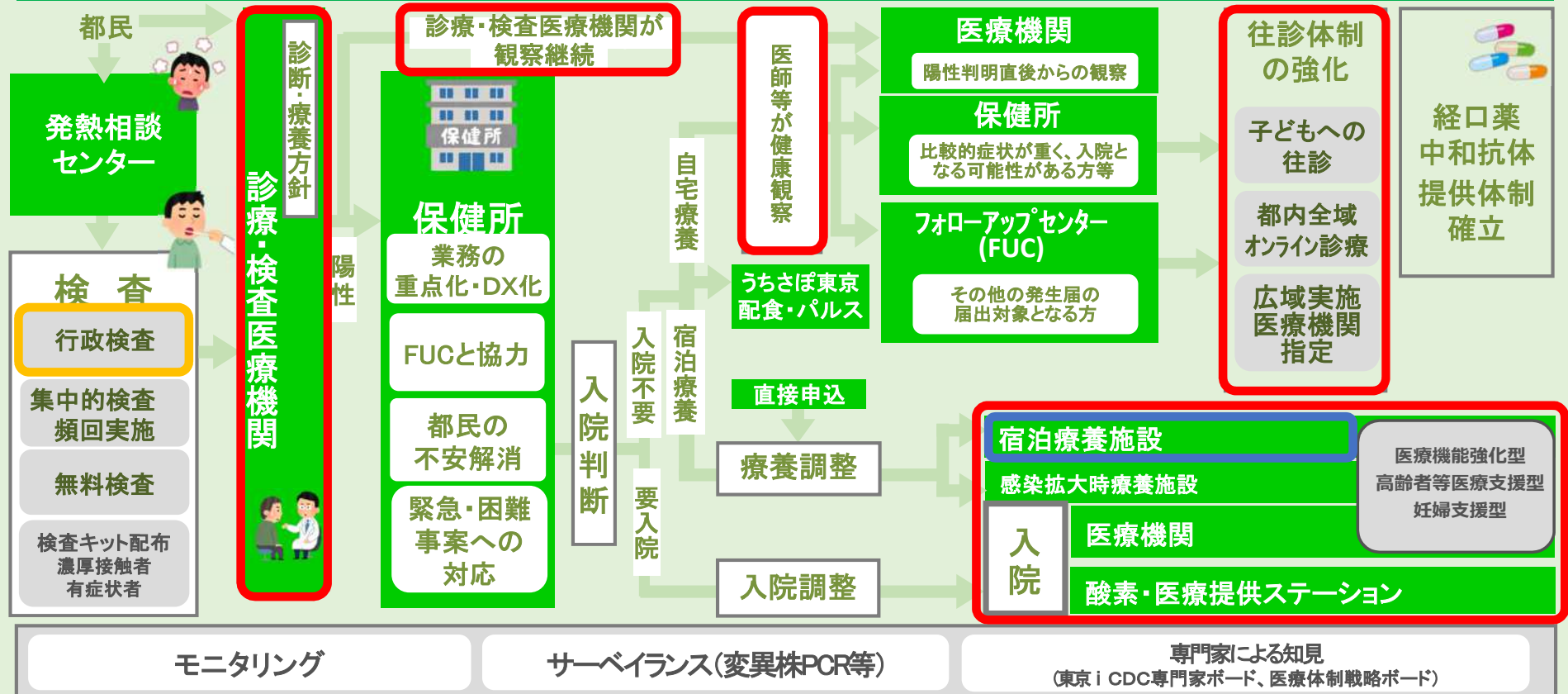
その他

- ① 協定締結医療機関等 (病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、検査機関、宿泊施設) では、協定において個人防護具 (PPE) の備蓄を任意的事項として規定することができる
- ② 薬局及び訪問看護事業所の締結内容は、自宅療養者等への医療の提供のみ
- ③ 法改正で医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う枠組みを整備

改正感染症法と東京都予防計画の改定

参考

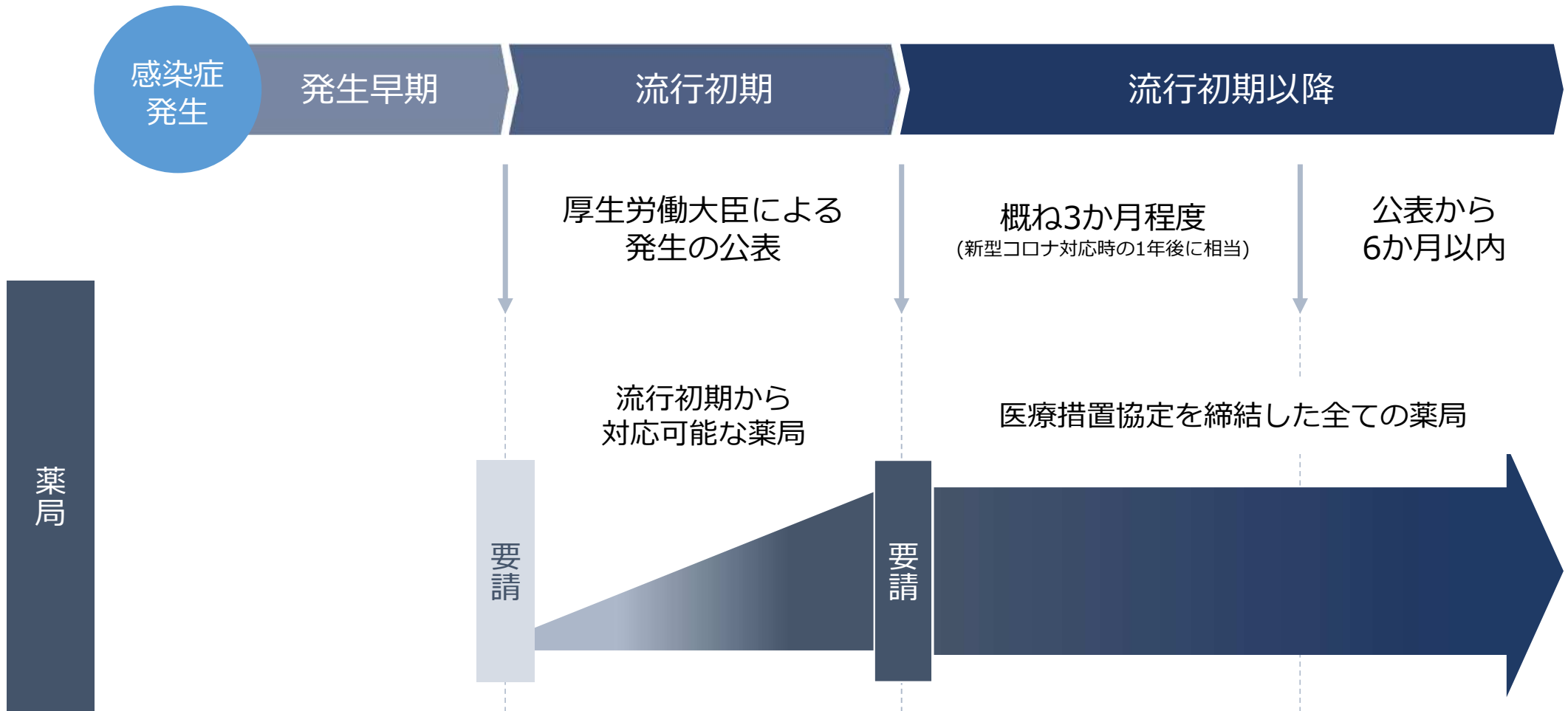
新型コロナウイルス感染症対応時の保健・医療提供体制の全体像※



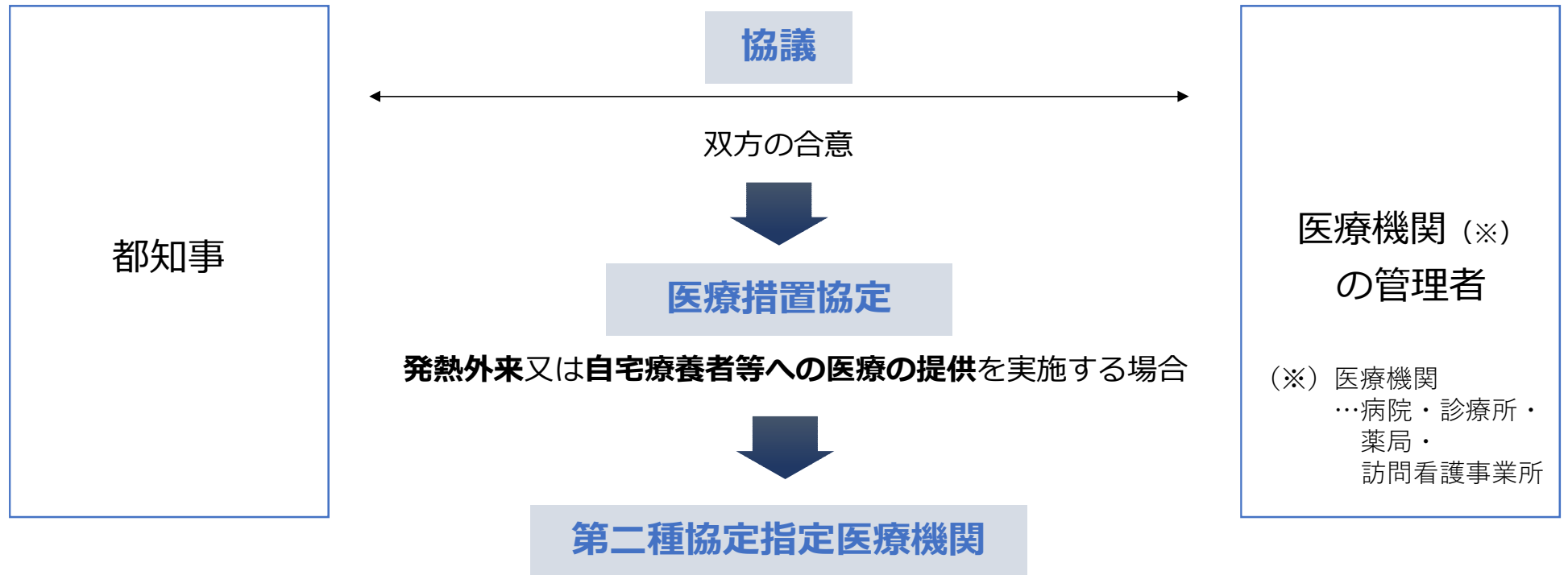
※ 上記体制は5類移行前のもの

改正感染症法と東京都予防計画の改定

感染症発生時の対応の流れ



1 医療措置協定とは



対象となる感染症： 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症（新興感染症）を基本

新型コロナウイルス感染症の
対応を念頭に取り組む

1 医療措置協定とは

感染症類型	医療体制	医療費
一類感染症	特定感染症指定医療機関 (入院医療機関として国が指定、全国に数か所) 第一種感染症指定医療機関 (入院医療機関として都道府県が指定、各都道府県に1か所)	医療保険を適用 自己負担を公費負担※2 (自己負担なし) 負担割合：国3/4 県1/4
二類感染症※1	第二種感染症指定医療機関 (入院医療機関として都道府県が指定、二次医療圏に1か所)	
三類感染症		
四類感染症	一般の医療機関	公費負担なし (医療保険を適用)
五類感染症		
新型インフルエンザ等感染症 ※新型コロナウイルス感染症を含む	特定感染症指定医療機関 第一種感染症指定医療機関 第二種感染症指定医療機関	医療保険を適用 自己負担を公費負担※2 (自己負担なし) 負担割合：国3/4 県1/4
指定感染症	一～三類感染症 又は 新型インフルエンザ等感染症に準じた措置	同上 又は 三類感染症相当の場合は、公費負担なし (医療保険を適用)
新感染症	特定感染症指定医療機関	全額公費※2 (医療保険の適用なし) 負担割合：国3/4 県1/4

新たに創設

第一種協定指定医療機関 (入院)

第二種協定指定医療機関 (外来・自宅療養者等への医療) ※3

(都道府県が指定)

協定指定医療機関により実施される外来医療及び在宅医療は、公費負担医療の対象となります。

指定を受けるためには①医療措置協定の締結(指定要件の確認含む)と②指定されることに対する開設者の同意が必要です。

※1 結核については原則として医療法上の結核病床に入院 ※2 患者等に負担能力がある場合、その限度内で自己負担
 ※3 指定感染症については、新型インフルエンザ等感染症に準じた措置が必要と認められる場合に限る

1 医療措置協定とは

新興感染症の発生・まん延時にお願いしたいこと

		医療機関の類型			
		病院	診療所	薬局	訪問看護事業所
締結項目 (東京都の場合)	①病床確保	○			
	②発熱外来の実施	○	○		
	③自宅療養者等への医療の提供	○	○	○	○
	④後方支援	○			
	⑤医療人材派遣	○	○		

各薬局の皆様

- ③自宅療養者等への医療の提供について協定締結にご協力をお願いいたします
- ③について協定を締結した場合には、任意事項として個人防護具を備蓄しておくことが推奨されています（第4条）

1 医療措置協定とは

		医療機関の類型			
		病院	診療所	薬局	訪問看護事業所
第一種協定 指定医療機関 (都では病床確保する 病院を想定)	①病床確保	<input type="radio"/>			
	②発熱外来の実施	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
第二種協定 指定医療機関	③自宅療養者等への医療の提供	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	④後方支援	<input type="radio"/>			
	⑤医療人材派遣	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

③自宅療養者等への医療提供について、協定を締結する薬局は、改正感染症法で新設された**第二種協定指定医療機関**に指定されます

▶ 当該医療機関により実施される外来医療及び在宅医療が公費負担医療の対象となります

2 協定の内容について

1 協定の目的と実施の要請

- 医療措置協定の目的 (第1条)
- 医療措置実施の要請 (第2条)

2 発生・まん延時 お願いしたいこと

- 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察 (第3条)

3 協定締結医療機関に 平時から実施して いただきたいこと

- 個人防護具の備蓄 (第4条) ※任意
- 協定の実施状況等の報告 (第9条)
- 研修・訓練・点検の実施 (第10条)

4 その他の協定内容

- 措置に要する費用の負担 (第5条)
- 知見についての情報提供等 (第6条)
- 協定の有効期間及び変更 (第7条)
- 医療機関が協定の措置を講じていないと認められる場合の都知事の措置 (第8条)

2 協定の内容について

(1) 協定の目的と実施の要請

協定の目的（第1条）・実施の要請（第2条）

(第1条 目的)

都知事の要請に基づき、薬局において、新型インフルエンザ等感染症等（*）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講じていただき、都知事が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保

(第2条 要請)

都知事は、新型インフルエンザ等感染症等公表期間において、薬局に対し、医療措置を講ずるよう要請

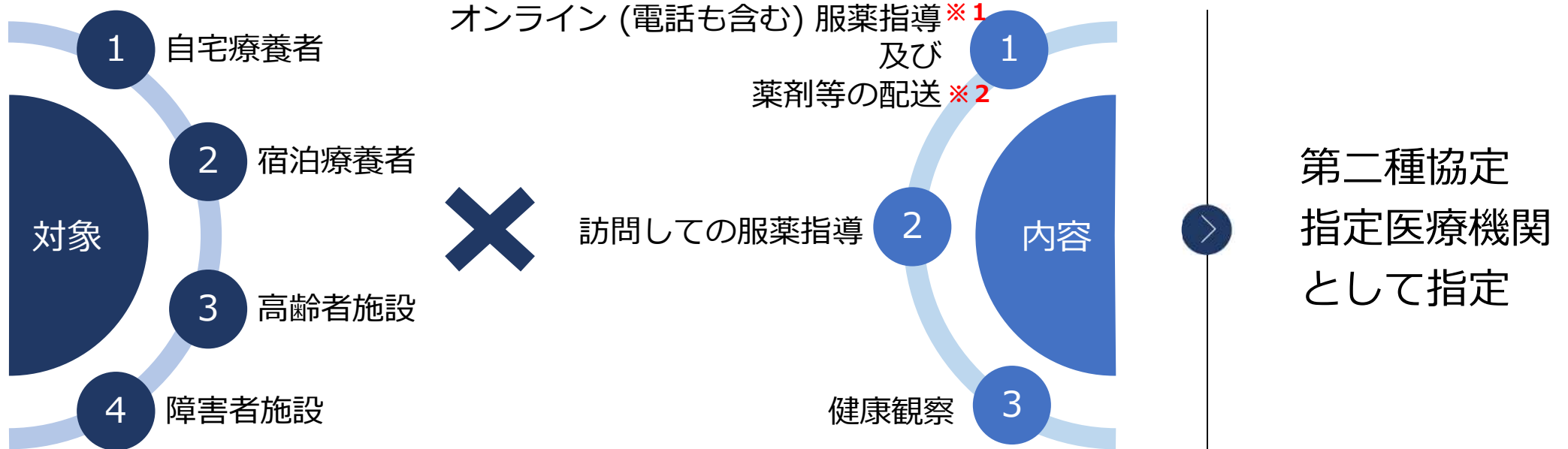
*対象は、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」又は「新感染症」の3つの感染症とするが、例えば新感染症の場合には、措置の内容を変える等の個別の事情が確認でき、協議の上合意した場合には、その旨を記載した協定の内容とすることも認められる。

2 協定の内容について

(2) 発生・まん延時にお願いしたいこと

自宅療養者等への医療の提供
及び健康観察(第3条)

下記から実施できる対象と内容を選択して実施



※1 電話/オンラインによる服薬指導については、新型コロナウイルス感染症における「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日事務連絡)と同様の特例措置が適用された場合を前提とします。

※2 薬局自らが配送する必要はなく、配送業者に委託することを含みます。また、発生・まん延時に配送できる体制を取ることができれば平時から配送の体制を整えておく必要はありません。

2 協定の内容について

(2) 発生・まん延時にお願いしたいこと

自宅療養者等への医療の提供及び健康観察 (第3条)

対象者

自宅療養者、宿泊療養施設・高齢者施設・障害者施設での療養者

対応

① オンライン(電話も含む)
による服薬指導
及び薬剤等の配送

② 訪問しての
服薬指導

③ 健康観察

▶ ①・②のいずれかは必須

上記のうち、ご協力いただける項目について協定締結をお願いいたします

※ ③健康観察のみ実施する場合は協定締結の対象外

2 協定の内容について

<協議フォームについて>

協定締結にあたっては、専用webページから協議フォームにて実施可能な項目の選択等をしていただくこととなります。

協議フォームでは、実施可能な項目について「可」を選択すると、追加の質問が表示されます。
（「不可」を選択した場合には表示されません）

協議フォーム画面
（「自宅療養者への
対応」の例）

★自宅療養者への対応

オンライン服薬指導及び薬剤等の配送*

選択してください

訪問しての服薬指導*

選択してください

健康観察*

選択してください

★自宅療養者への対応

オンライン服薬指導及び薬剤等の配送*

可

訪問しての服薬指導*

選択してください

健康観察*

選択してください

1日の最大対応人数

0

オンライン服薬指導 及び 薬剤等の配送のみ実施した場合
に対応可能な最大人数をご記入ください。

2 協定の内容について

(3) 協定締結医療機関に平時から実施していただきたいこと

個人防護具の備蓄 (第4条) ※任意

都知事から要請を受けた際に、選択した措置協定の内容を迅速に実施できるように、個人防護具を各薬局の状況に応じて備蓄しておく

- サージカルマスク
- N95 マスク
- アイソレーションガウン
- フェイスシールド
- 非滅菌手袋

- 順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型での備蓄を推奨
- 施設外の保管施設を利用するなどにより備蓄を確保するのも可

2 協定の内容について

(3) 協定締結医療機関に平時から実施していただきたいこと

協定の実施状況等の報告 (第9条)

年1回

協定の措置に係る協定締結医療機関の運営状況の報告：

年1回電磁的方法 (G-MIS)により報告を行うよう努める など

(感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、協定締結内容の実施状況等を報告いただく予定)

2 協定の内容について

(3) 協定締結医療機関に平時から実施していただきたいこと

▶ 下記について、それぞれ年1回以上行うよう努める (第10条)

研修・訓練

- 各医療機関で実施する場合には都から医療機関に対する研修資材 (オンライン動画など) の活用も可(*)
- 国や国立感染症研究所、東京都、他の医療機関等が実施する研修に参加も可能
- 研修内容：PPEの着脱や、検体採取、その他院内感染対策について など

点検

- 患者や自施設の状況に応じた標準予防策や感染経路別予防策を実施
- 日々の業務の中で必要な感染対策を確認することも可

検討中の支援策

(*) 協定締結医療機関向け感染症対策研修事業

…医療従事者等が感染症対応に必要な知識・技術を習得できるよう、協定上必要とされる研修の機会を提供することを検討

※ この情報は令和5年12月8日現在の検討内容であり、実施の有無含め、変更となる可能性があります
詳細な情報は、令和6年度以降、順次ホームページにてご案内しますのでそちらをご確認ください

2 協定の内容について

(4) その他の協定内容

協定の有効期間及び変更 (第7条)

有効期間

締結日から令和9年3月31日まで

満了日の30日前までに双方から申し出がない場合は3年間の自動更新

年1回の報告時に
更新意向の確認を予定

変更

事情等があれば随時可能

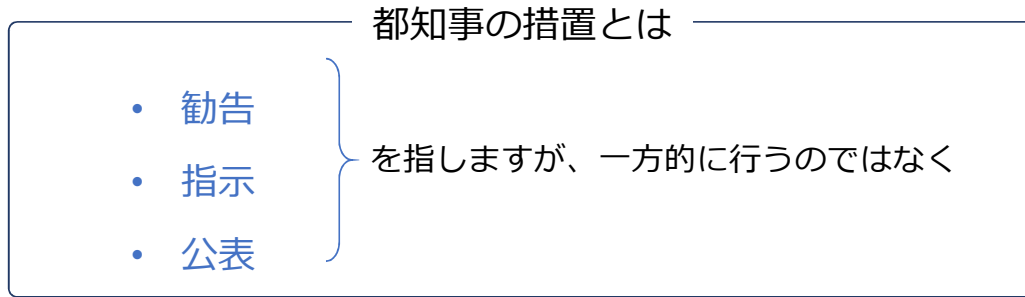
解約

この協定の内容を履行し難い状況が生じた場合、
医療機関側から都に対し解約を申し出ることができる

2 協定の内容について

(4) その他の協定内容

医療機関が協定の措置を講じていないと認められる場合の都知事の措置 (第8条)



**まずは、当該医療機関等と
話し合いに基づく調整を行います**

話し合いや調整をすることなく、勧告、指示、公表を行うことはありません

協定締結事項を実施して
いないと認められる場合でも

右記のような**正当な理由が
あると都が判断する場合**

- ・ 医療機関内の感染拡大により、人員が縮小している場合
- ・ ウイルスの性状等が締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たり
に必要となる人員が異なる場合
- ・ 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合等、協定締結時
の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ない
と都が判断する場合

この措置
(勧告等) を
行うことは
ありません

3 財政支援について

(1) 新興感染症発生・まん延時

① 医療措置協定の履行に要する費用

改正感染症法では、協定締結医療機関が実施する医療措置の費用について、**国や都が予算の範囲内において財政支援を実施。**（第5条）

具体的には、実際の感染症発生時に、感染状況や感染症の特性を踏まえ、検討。

② 診療報酬の特例措置や補助金による財政支援

実際の感染状況や感染症の特性を踏まえ、診療報酬の特例措置や補助金による財政支援を検討。

<新型コロナウイルス感染症（令和2年度時）の感染症対策にかかる費用に対する財政支援例>

- ・ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金
- ・ 従事者慰労金交付事業
- ・ 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

など

（参考）新興感染症発生時には、都民の方が第二種協定指定医療機関において発熱外来や自宅療養者等への医療の提供を受けた際には、公費負担の対象となります。

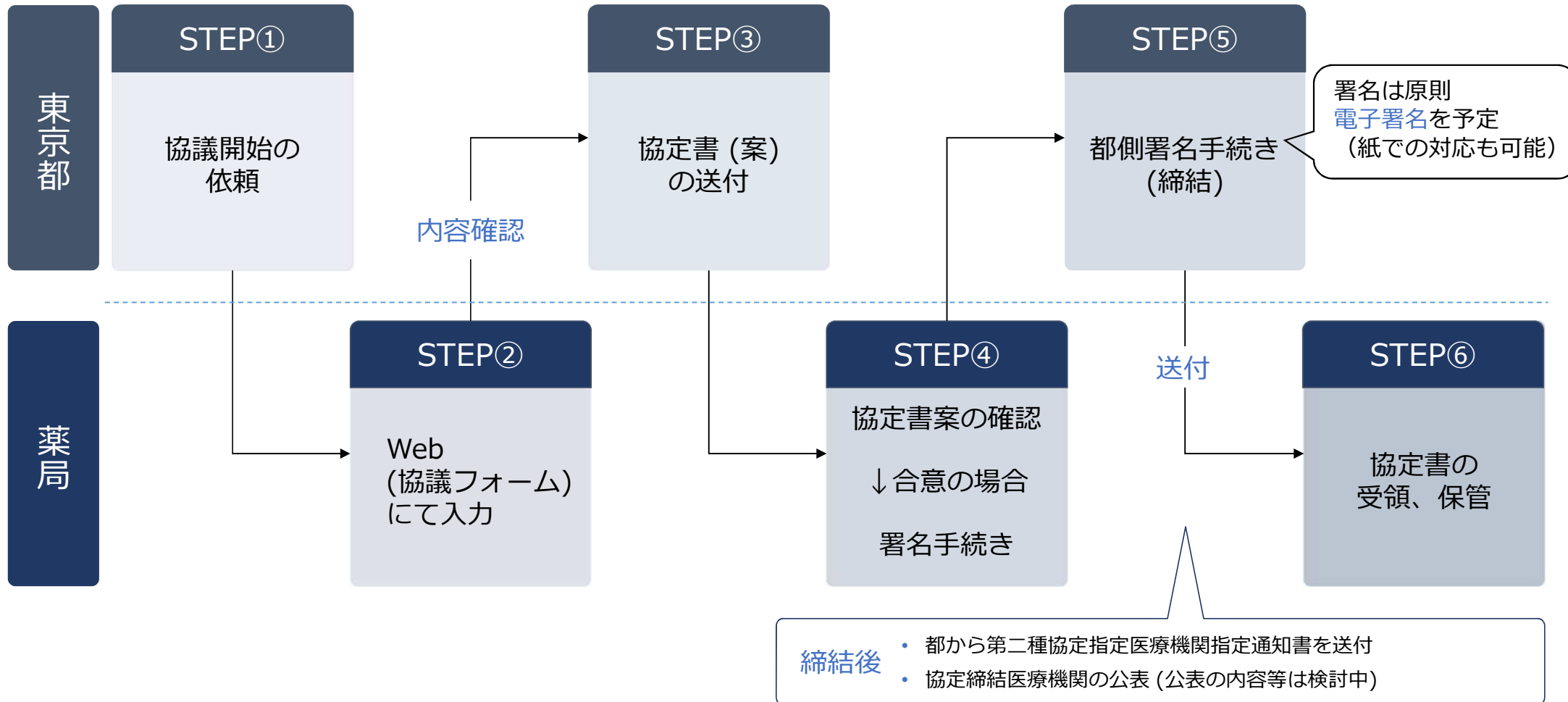
(2) 平時

検討中の支援策（例）

- 診療報酬の改定：協定の締結を行う医療機関における感染対策について、中央社会保険医療協議会において検討

※ この情報は令和5年12月8日現在の検討内容であり、実施の有無含め、変更となる可能性があります
詳細な情報は、令和6年度以降、順次ホームページにてご案内しますのでそちらをご確認ください

4 協定締結までの流れ及びスケジュール



4 協定締結までの流れ及びスケジュール

ご案内

11月下旬より開始

入力期限

令和6年(2024年)
2月29日(木) (予定)

これ以降に入力いただいた場合、
締結が令和6年4月1日以降になることがあります

- 延長する可能性がありますので、
詳細は後ほどご案内する
専用webページをご確認ください
- これ以降もweb協議フォームへの
入力は可能です

協定締結の最終期限

国のガイドラインにより、令和6年9月末
までを目指すとされているので、
遅くとも8月上旬(予定)までのご入力に
ご協力をお願いいたします

- 詳細は決まり次第専用webページに
掲載しますのでそちらをご確認ください

5 よくある質問について

Q

協定締結は義務ですか？

A

改正感染症法では、都道府県知事は医療機関の管理者と協議し、**合意が成立したときに医療措置協定を締結する**ものとされていますので、必ず締結しなければならないものではございませんが、都としては、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、できるだけ多くの医療機関の皆様にご協力をお願いしたいと考えております。

協議を求められた医療機関の管理者は、その協議に応じなければならないと改正感染症法で規定されていますので、**協議に際しては、ご理解とご協力をお願いします。**

5 よくある質問について

Q

医療措置協定の締結は誰が行うのでしょうか？

感染症法上、薬局の管理者と都道府県知事が協定を締結することとなっています。

A

また、ここでいう薬局の管理者とは、**「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第7条**に定める薬局の管理者を指しています。

5 よくある質問について

Q 医療措置協定の措置の対象となる感染症はなんですか？

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を基本としますが、まずは現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる**新型コロナウイルス感染症の対応を念頭に取り組む**こととします。

A

感染症の性状や、対応方法を含む最新の知見の取得状況、感染症対策物資等の確保状況などが、事前の想定と大きく異なると国が判断した場合には、**都は、協定の内容を機動的に変更、または、状況に応じ柔軟に対応します。**

6 補足事項及びお問い合わせ先について

協定書全体のひな形、
詳細な解説、その他のよくある
ご質問等について

下記専用webページ内に掲載
(必要に応じて内容を更新)
していますので、ご確認ください

医療措置協定について

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i_kyotei.html

※ 概要欄にリンクを掲載しています



協定締結及び協議フォームの
入力方法に関する
ご質問について

左記専用webページに記載の
専用お問い合わせフォームまたは
電話番号までご連絡ください